

令和7年度

清瀬市農業委員会活動指針

令和7年4月

清瀬市農業委員会

令和7年度 清瀬市農業委員会活動指針

清瀬市農業委員会は、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、農地を守り農業の振興を図るため、活動指針を次のとおりを策定する。

○基本方針

都市農業では、相続による税制面の問題や住宅化・酷暑等の異常気象による栽培環境の悪化、そして、農業従事者の高齢化による労働力不足、さらに近年ではコロナ禍やウクライナ情勢による影響で資材等の高騰が続き、依然として厳しい状況が続いております。

そのような中、都市農業振興基本法の施行以降、農地保全の新たな制度として、都市農地の貸借の円滑化に関する法律(以下、「都市農地貸借円滑化法」という。)や特定生産緑地制度の創設が行われ、都市農業は持続可能な産業として位置づけられています。

清瀬市農業委員会は、農地利用の最適化の推進活動を行い、清瀬市農業振興計画の実現に寄与するため、これまで以上に行政機関や関係団体との連携を強化して活動を進めていくことが求められています。

清瀬市農業委員会では、引き続き遊休農地の発生を未然に防ぐため、肥培管理が不十分とならないよう農地の適正利用と農地保全の取組や新たな農地に関する制度の周知、Uターン農地や未指定の農地の生産緑地追加指定を、JA東京みらい並びに清瀬市都市農政推進協議会等の関係機関と連携し、推進していく必要があります。

令和7年度の農業委員会活動については、「行動する農業委員の活動」を推進するとともに、目標達成に向け、活動指針を定めます。

○活動計画

1. 総会

委員会は、法第6条に規定する所掌事務を円滑に処理するため定例総会を開催する。

2. 委員会活動

委員会には地域農業の持続及び発展に貢献し、都市農業と農地の利用の最適化促進についての活動をこれまで以上に取り組むことが求められている。

農業委員は、自らの役割を十分認識し、新たな都市農業制度の周知活動を進めるとともに「行動する農業委員」として地域の期待に応じるような目に見える活動を展開する。

1 「行動する農業委員」活動の推進

(1) 農業委員会活動計画の策定

年間計画を定め、地域農業の振興と農業者の期待に応える委員会活動を行う。

(2) 活動記録カードの活用

記録カードへの記入を徹底し、地域農業の課題を明らかにして問題解消を図るほか委員会活動のデータ化を行う。

(3) 農地の保全と利用促進

6月及び9月に実施する農地利用状況調査のほか、日々の農地パトロールにより肥培管理が不十分な農地を発生させないように取り組む。また、相続税納税猶予制度や都市農地貸借円滑化法等の情報提供を行う。

(4) 都市農地貸借円滑化法の活用推進

高齢等の事由により、営農が困難となってしまう農業者や規模拡大等で農地を必要とする農業者に対し、生産緑地バンクを活用して都市農地貸借円滑化法による農地貸借のマッチングを関係機関と連携し、進める。

(5) 女性及び若年層の農業委員の登用促進や案件の解消及び引継ぎ

今回の農業委員の改選に向け、女性や若手農業委員の登用割合を増加させるため、JA 及び農業団体等へ情報提供を行う。新たな農業委員が活動しやすいよう引継ぎ等を適切に行う。

2 農地を守り育てる活動

(1) 農地利用状況調査

農地の適正な利用及び管理を継続させるため、日々の調査のほかに関連部署等と連携を図り、農地利用状況調査を6月と9月に行い適切な指導を行う。

(2) 農地制度等の周知

特定生産緑地制度をはじめ、新たな農地制度の情報を捉えた時は速やかに情報を提供し、勉強会等を開催する。高齢・病気等で営農困難となった農業者には、JAの営農支援やシルバー人材センター、都市農地貸借円滑化法等の活用を促す。

(3) 生産緑地の推進

転用届出後も引き続き耕作されている農地や未指定の農地の生産緑地の再指定や追加指定を推進する。

(4) 遊休農地の発生防止に関する目標および評価方法

2 (1)～(2)の取り組みを通じ、引き続き、遊休農地の発生防止に取り組む。
遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。
単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」
に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和7年1月)	169. 5ha	0ha	0%
3年後の目標 (令和10年1月)	163. 5ha	0ha	0%
目 標 (令和9年1月)	163. 5ha	0ha	0%

3 企業の農業経営者と多様な担い手の育成・支援

(1) 認定農業者制度の普及推進と支援活動

農業経営の確立を目指す新規申請者の掘り起しを行うとともに、家族経営協定の周知を行い、女性や若手農業者を含む共同申請に結び付ける。

広域認定の周知と広域認定者に対する国等の支援策について要望を行う。

(2) 講習及び情報提供

企業の農業経営の確立に向けて農業簿記講座の開催や農業者年金、農業共済の周知、GAP制度、東京エコ農産物認証制度、みどり認定等のPRを行う。

(3) 東京都指導農業士制度の周知と推進

農業後継者等の育成を行っている農業者への制度の周知と指導農業士の取得による後継者育成支援を促す。

4 地域農業の確立

(1) 清瀬市農業振興計画の推進

清瀬市をはじめ、関係機関と連携し、清瀬市農業振興計画の実現に向けた取組を行う。

(2) 異業種との連携

地産地消の推進、農産物や農産物加工品のPR等、農業者及び農業団体のほか、農商工及び農福連携を推進し、地域産業の活性に努める。

5 農業のある地域づくりの推進

(1) 地産地消の推進

関係団体と連携し、学校給食における地場農産物の活用推進をはじめ市内農産物のPRや農産物直売所の少ない清瀬駅南口方面の直売や移動販売等の継続実施等の支援を行う。さらに農業者や農業団体等と共催し、マルシェ等を開催する。

(2) ふれあい農業の推進

農業まつりの実施に向け関係団体等に協力を仰ぐ。また、中学生職場体験や小学校等への出前講座を引き続き実施する。

6 情報活動の推進

(1) 農政情報の発信

農業者へ農政情報等の個別配布を行うほか、勉強会等を開催する。

また、座談会等に参加し、地域の課題等の情報収集を行う。

(2) 農業委員会からのお知らせの発行

農業委員会活動や市政情報等を広報するため広報誌を発行する。

(3) 全国農業新聞の普及

農業委員会系統組織の機関紙である全国農業新聞の普及推進を行う。

以上